

# 仕様書

(東北森林管理局 事務用品類購入)

## 1 規格、予定数量

規格及び予定数量は、別紙「契約内訳書」のとおりであるが、数量は変動するものとする。

## 2 契約方法

1品当たりの単価契約

## 3 発注及び納期

契約期間内に4回の発注及び納品とし、納品期限は発注者から各納入先の必要量の発注を受けた日から30日以内に納品するものとする。

ただし、納品期限は契約期間を超えることはできない。

## 4 納期の延長

納品の遅延が受注者の責めに帰すことができないと認められる場合は、上記3の納期を協議により延長できることとする。

ただし、納品期限は契約期間を超えることはできない。

## 5 代替品

製造元の生産中止等により物品の納品が困難な場合は、同物品の同等以上の性能を有した物品を代替品として納品するものとする。

## 6 価格変動に伴う変更契約

製造元の希望小売価格や、広く一般に普及されているカタログ価格等が契約時の価格より変動した場合は、協議により単価を変更できるものとする。

## 7 請求及び支払方法

受注者は納品時に各納入先に納品書を提出し、納品検査完了後速やかに発注者へ請求書を提出すること。

発注者は適正な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払うこととする。

## 8 その他

(1) 売買物品の納品はグリーン購入法適合品を第一義とする。

(2) 納入にかかる経費は全て受注者の負担とする。

(3) 不良品については、使用途中であっても無償で交換すること。

(4) その他、詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うものとする。